事 務 連 絡 平成29年11月21日

都道府県地籍調査担当者 各位

国土交通省土地·建設産業局 地籍整備課 企画専門官

地籍図根多角測量を省略した場合における1次の細部多角点の 標高値の取扱いについて(周知)

平素より地籍調査事業に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、細部多角点の標高値については、地籍調査作業規程準則運用基準(平成14年3月14日国土 国第590号)第34条第9項に「細部多角点の座標値及び標高値は、TS法の場合には厳密網平均計 算により求めることを標準とし、(中略)ただし、標高値は地籍図根多角測量を省略した場合における 1次の細部多角点において求めるものとする」と定められています。

しかしながら、細部多角点の標高値を厳密網平均計算により求める場合の誤差の許容範囲が定められておらず、当該の作業を行った場合は、運用上、地籍図根多角測量の定めに準じて計算値を点検することとしていました。

この度、細部多角点の標高値を厳密網平均計算により求める場合の誤差の許容範囲として、「高低角の標準偏差」及び「新点位置の標高の標準偏差」の制限を下記のとおり定めましたので、今後はこの制限を基準に計算値を点検されるようお願いいたします。

貴都道府県におかれましては、管下の市区町村等に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

記

細部多角点の標高値を厳密網平均計算により求める場合の計算値の制限

高低角の標準偏差	新点位置の標準偏差(高さ)
70"	2 0 c m
備考:制限を超過した場合は監督員と協議すること	

以上

【本事務連絡に関する問合せ先】

国土交通省土地·建設産業局

地籍整備課 小門、岡村(内線 30522、30526) 直通電話 03-5253-8383